

9/1月
事前登録開始

フリースクール等の 利用料を補助します！！

フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場の確保につなげるため、フリースクール等の利用料の補助制度を開始します。

補助対象者

小中学校、義務教育学校に在籍する不登校児童生徒の保護者等で、次の要件を満たしている人

- ✓ 当該児童生徒が市内に住所を有すること（保護者等の住所は問いません）
- ✓ 在籍校や市の相談機関に対し、必要に応じて当該児童生徒の情報を提供することができること
- ✓ 当該児童生徒の様子や本補助金の申請情報等について、市、在籍校、利用しているフリースクール等が情報共有することに同意できること
- ✓ 市税の滞納がないこと

補助対象経費

児童生徒が「市登録フリースクール（※）」に月1回以上通所した際にその保護者等が月ごとに支払った利用料等

児童生徒一人につき

月額上限2万円

- ・入学費・施設整備費・交通費等は除きます。
- ・障害児通所支援（放課後等デイサービス等）に係る費用及びこれに付随する費用は含みません。

※市登録フリースクールとは、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目的として、生活習慣の改善指導、学習支援及び相談・指導等を行う通所型の民営施設で、一定の基準を満たす施設

▶ 市登録フリースクールは、8月から登録を開始し、順次、市ホームページ等で公開します。

申請者の 事前登録

事前登録は、9月1日からです。市ホームページから登録してください

まずは、申込みフォームにより事前登録をしてください。

- ✓ 事前登録された情報は、在籍校とフリースクール等に共有します。

オンラインで
事前登録可！



申請の手順

(手続きは、原則オンラインで行います。)

1

事前登録



- ・フリースクール等を利用している人は、申込みフォームより事前登録をしてください。
- ・事前登録された情報は、在籍校とフリースクール等に共有します。

2

フリースクールの利用



- ・毎月、市登録フリースクールが在籍校へ利用状況や活動内容について報告します。

3

補助金交付申請 と実績報告



- ・半期ごとにオンラインで交付申請・実績報告をしてください。

4

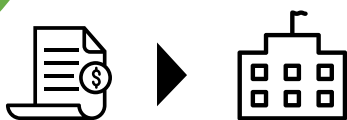
交付決定と 補助金額確定の通知



- ・市が審査を行い、「交付決定通知書兼額確定通知書」を郵送します。

5

補助金交付請求



- ・オンラインで補助金の交付請求をしてください。

6

補助金の交付



- ・指定の金融機関口座に補助金を入金します。

手続きの期日（令和7年度）

フリースクール等の 利用期間	事前登録の手続き	交付申請・実績報告の手続き
上半期分 (4/1～9/30)	9/1～ 交付申請前に手続き	10/1～11/15
下半期分 (10/1～3/31)	通所開始の翌月末まで ※ 2/1以降に通所開始した人は3/15まで ※ 上半期に事前登録した人は不要	3/1～3/31

▶ 期日を過ぎると補助金の交付ができないためご注意ください。

相模原市 教育相談課

[所在地] 〒252-0239 相模原市中央区中央3-13-13 青少年相談センター内

[電話番号] 042-769-8285